

瑞浪市公私連携法人の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第34条第1項に規定する公私連携幼保連携型認定こども園（以下「公私連携幼保連携型認定こども園」という。）の設置及び運営を目的とする法人（以下「公私連携法人」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(候補者の公募)

第2条 市長は、公私連携法人を指定しようとするときは、公私連携法人の候補者（以下「候補者」という。）を公募するものとする。ただし、緊急に公私連携法人を指定しなければならないときその他市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の公募は、公私連携法人が行う教育・保育の基準、業務の範囲その他必要な事項を明示した募集要項（以下「募集要項」という。）を作成して行うものとする。

(申請及び審査等)

第3条 公私連携法人の指定を受けようとする法人は、瑞浪市公私連携法人指定申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、市長に対し募集要項に定める期日までに申請をするものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らし、公私連携幼保連携型認定こども園の運営を最も適切に行うことができると認められる法人を候補者として選定するものとする。

- (1) 乳幼児に対する適切な教育及び保育を行う能力を有すること。
- (2) 公私連携幼保連携型認定こども園を継続的かつ安定的に運営する能力を有すること。
- (3) 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜県条例第63号）及び瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞浪市条例第30号）に定める基準を満たすこと。

(4) その他市が必要と認める条件を満たしていること。

3 市長は、前項の規定による選定を行うときは、瑞浪市公私連携法人選定委員会において審査するものとする。

4 前項の審査は、プレゼンテーションにより行うものとする。

5 市長は、第3項の審査の結果について、書面により第1項の申請を行った法人に通知するものとする。

6 市長は、期日までに第1項の申請がなかったとき又は第3項の審査において公私連携幼保連携型認定こども園の運営を適切に行うことができると認められる法人がなかったときは、改めて前条第1項に規定する公募を行うものとする。

(協定の締結)

第4条 市長は、公私連携法人の指定に当たっては、あらかじめ候補者と法第34条第2項に規定する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

2 協定の有効期間は、20年以内の範囲において定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、候補者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該候補者との協定を締結しないものとする。

(1) 前条第2項各号に掲げる基準を満たさないこととなったとき。

(2) 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。

(3) 経営状況の急激な悪化等により、事業の実施が確実にないと認められるとき。

(4) 社会的な信用を著しく損なう等、公私連携法人として適当でないと認められる事実が生じたとき。

(公私連携法人の指定)

第5条 市長は、前条第1項の規定により協定を締結したときは、当該協定に係る候補者を公私連携法人として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により公私連携法人を指定したときは、その旨を告示し、瑞浪市公私連携法人指定通知書（様式第2号）により当該公私連携法人に対し通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、当該候補者が前条第3項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するときは、協定を解除し、公私連携法

人として指定しないものとする。この場合において、市長は、瑞浪市公私連携法人不指定通知書（様式第3号）により当該候補者に対し通知するものとする。

（候補者を指定しない場合の取扱い）

第6条 市長は、第4条第3項の規定により候補者と協定を締結しない場合又は前条第3項の規定により候補者を公私連携法人として指定しない場合は、第3条第3項の審査において当該候補者に次ぐ評価を得た法人を新たに候補者として選定し、その旨を書面により当該法人に通知するものとする。この場合において、当該候補者に次ぐ評価を得た法人がないとき又は候補者として適当であると認められる法人がないときは、改めて第2条第1項に規定する公募を行うものとする。

（協定の更新等）

第7条 市長は、協定の有効期間が満了した場合において、当該協定の相手方である公私連携法人の業務の実績等の評価の結果が良好であると認めるときは、第2条から第4条までの規定にかかわらず、当該協定を更新することができる。

2 第5条の規定は、前項の規定により協定を更新する場合について準用する。この場合において、第5条第1項中「前条第1項の規定により協定を締結したときは、当該協定に係る候補者」とあるのは「第7条第1項の規定により協定を更新したときは、当該協定の相手方」と、同条第2項中「当該法人」とあるのは「当該協定の相手方」と、同条第3項中「当該候補者」とあるのは「当該協定の相手方」と読み替えるものとする。

（指定の取消し）

第8条 市長は、第5条の規定（前条第2項の規定により準用する場合を含む。）により指定した公私連携法人が第3条第2項各号、第4条第3項第3号又は同項第4号のいずれかに該当しないことが判明したときは、当該公私連携法人との協定を解除し、及び指定を取り消すものとする。この場合において、市長は、瑞浪市公私連携法人指定取消通知書（様式第4号）により当該公私連携法人に対し通知するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、公私連携法人の指定に関し必要な事

項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。